

# 勝浦市議会基本条例逐条解説

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）
- 第3章 市民と議会との関係（第4条―第6条）
- 第4章 議会と市長等との関係（第7条―第11条）
- 第5章 議員間の自由討議（第12条）
- 第6章 議会の組織と運営（第13条―第17条）
- 第7章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬（第18条―第20条）
- 第8章 議会事務局等の体制整備（第21条・第22条）
- 第9章 条例の位置付けと見直し手続き（第23条・第24条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

本条例は、議会の役割や議会に関する基本的事項を定めており、議会は、これを深く認識し議会機能のより一層の充実に努め、もって市政の発展と市民福祉の向上に寄与することを目的として、さらなる議会改革を推し進めるために本条例を制定するとしています。

### 第2章 議会及び議員の活動原則

#### （議会の活動原則）

第2条 議会は、適切な市政運営が行われているか、その監視及び評価に努めるものとする。

2 議会は、政策立案及び政策提言に関する機能の強化に努めるものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、情報の公開及び発信に努めるものとする。

4 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めるものとする。

#### 【解説】

議会の活動原則を定めています。議会は、市長等が適切な市政運営を行っているかを監視・評価する機能と、政策提言等を行う機能の充実強化に努めるものとし、単なる行政の追認機関ではなく、市民の負託に応えるために、監視、政策形成、市民との連携といった機能を十全に発揮し、最終的に市政の発展と市民の福祉向上に貢献することを目指します。

市民には、これらの経過に関する情報を公開するなど開かれた議会を実現し、そして、多様な市民意見を的確に捉え、市政への反映に努めることを活動原則としています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、公正な選挙を経て選出された、市民の代表としての自覚をもって活動するものとする。

2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。

3 議員は、市政に関する課題及び市民の意見や要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努めるものとする。

4 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

【解説】

議会を構成する議員のあるべき活動原則を定めています。まず、市民の代表であることの自覚をもって活動することを大原則とし、議員個人が持つべき心構えと行動規範を定めています。選挙で選ばれた公人として、常に高い倫理観と責任感を持って行動し、市民の信頼を損なわないよう努めます。

議員間においては、自由闊達な討議により結論を導くことを尊重し、市民の意見や要望に耳を傾け、議員としての能力の研さんに努め、議会の構成員として市民福祉の向上に向けた活動に努めることとしています。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第4条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会（常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。以下同じ。）を原則として公開するものとする。

3 議会は、請願及び陳情に対して誠実かつ適切に対応するものとし、その審査において必要に応じ請願者及び陳情者の意見を聞く機会を設けることができる。

【解説】

議会運営における市民との関係について定めています。

まず、市民の付託に応えるためには、議会活動に関する情報の透明性を高めるとともに、説明責任も果たさなくてはならないとし、本会議や委員会は原則公開としています。

また、請願や陳情に対しては、適切に対応するものとし、審査において請願者及び陳情者が説明を希望する場合や趣旨の確認を必要とする場合は、意見聴取の機会を設けることができるとしています。

《用語解説》

委員会は以下の委員会をいいます。

常任委員会は、その部門に属する市の事務に関する調査を行い、議案や請願等の審査を行います。本市の常任委員会は以下のとおりです。

1 総務文教常任委員会 2 産業厚生常任委員会 3 広報広聴常任委員会

特別委員会は、特定の事件について設置される委員会です。所管事項は、議会の議決により付議された特定の事件・事項について、審査・調査を行います。本市では、予算・決算の審査のための予算審査特別委員会と決算審査特別委員会を設置し審査にあたっています。

議会運営委員会は、議会の運営や会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長からの諮問による、議会の会期、議事日程、議案の付託先、及び発議案の取り扱いなどを所管します。

(議会報告会)

第5条 議会は、議会における議案審議等の活動状況を市民に報告し、市政の諸課題に対処するため、市民との多様な意見を及び情報を交換するための、議会報告会を行うことができる。

【解説】

市民への説明責任を果たす場として、議会の活動状況報告や市民との意見交換の場として「議会報告会」を行うことができるものとしています。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、市民が議会と市政に関心が持てるよう、広報誌の発行、インターネットの利用その他の方法により、広報の充実に努めるものとする。

2 議会は、広報機能の充実に努めるため、議員で構成する広報広聴常任委員会を設置する。

【解説】

市民が議会や市政に関心を持っていただけるよう、議会報やインターネットを利用した議会中継及び議会公式ホームページなどによる、広報活動の充実に努めることを定めています。多様な手段を用いて分かりやすい情報提供に努めます。

第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第7条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張関係を保持し、市民の視点で市長等の事務執行を監視し評価するとともに、政策提案等を行うものとする。

【解説】

議会は、市長等と常に緊張関係を保ちながら、市民の視点で市長等の事務執行を監視・評価し、政策提案や提言を行うことを定めています。これは、議会が執行機関の監視役として機能し、適正な市政運営を促すためのものです。

(重要な政策案に対する説明要求)

第8条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策の理解を高めるため、市長等に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参画の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用
- (7) 他の自治体の類似する政策との比較検討

2 議会は、市長等から重要な政策提案を受けたときは、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

#### 【解説】

議会は、市長等が提案する重要な政策案の説明においては、その政策の理解を高めるため、7つの項目について明らかにし、説明することを求め、論点や争点を明らかにし、執行後の政策評価につながる審議に努めることを定めています。

(予算及び決算における説明及び資料の要求)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料の作成を市長等に求めることができる。

#### 【解説】

議会は、市長等に対して、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料の作成を求めることができることを定めています

(質疑応答の形式)

第10条 議会の会議における議員と市長等及び執行機関の職員との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 本会議及び委員会に出席した市長等及び執行機関の職員は、議員からの質問及び質疑（以下「質問等」という。）を受けたときは、その論点を整理するため、答弁に必要な範囲で、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し質問等の主旨等を確認することができる。

### 【解説】

議会の会議における議員と市長等及び執行機関の職員との質疑応答については、一問一答の方式で行うことができるとし、市長等及び執行機関の職員については、議員に対し質問等の主旨等の確認ができることを定めています。

これは、議員と執行機関との間で、議論の焦点がぶれることを防ぎ、本質的な議論を促すために定められています。

#### (議決事件の拡大)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件は、勝浦市総合計画基本構想の策定又は変更に関することとする。

2 議会は、前項に掲げるもののほか、必要な事項を議決事件として追加することができる。この場合において、議会は、議決事件とすべき理由を明確にし、市長等と協議するものとする。

### 【解説】

地方自治法第96条第2項の規定により、勝浦市議会の議決すべき事件（議決事件として拡大する事件）は、勝浦市総合計画基本構想の策定又は変更に関することとし、その他にも市長等との協議により必要な事項の追加ができることを定めています。

#### 第5章 議員間の自由討議

##### (議員間討議)

第12条 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員間における自由な討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成に努め、市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策立案、政策提言等を行うものとする。

### 【解説】

議会では言論を尊重しその自由が保障されており、議会の会議では、議員間の自由な討議を重視した運営に努めるとともに、討議を通じて合意形成に努めることを定めています。

#### 第6章 議会の組織と運営

##### (議長及び副議長)

第13条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理及び議会の事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければならない。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。

### 【解説】

議長及び副議長の責務について定めています。地方自治法に定める議長の議事整理権と議会代表権に加え、公平公正な議会運営に努めることを定めています。

(委員会の適切な運営)

第14条 議会は、行政課題等に適正に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、委員会の適切な活用を努めるものとする。

2 議会は、委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

3 委員会審査にては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように努めるものとする。

【解説】

委員会は、本会議から付託された審査を行い、その結果を本会議に報告します。すなわち本会議の下審査機関として、委員会の専門性を活かして本会議での最終判断の材料を提供するものであり、第1項では、この適切な活用を努めることを定め、第2項では、委員会運営において、公聴会や参考人制度を活用し、識見のある第三者の意見等を求めることができることを定めています。

第3項では、審査に当たっての資料の積極的な公開と、市民に分かりやすい議論に努めることを定めています。

《用語解説》

「公聴会制度」本会議及び委員会において、予算その他重要な議案及び請願等の審査に当たっては、公聴会を開き利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる制度。

「参考人制度」本会議及び委員会において、行政課題等に関する調査又は審査のため、必要があると認められたときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる制度。

(会派)

第15条 議員は、議会活動を行うため、同一の目的、理念を共有する政策集団（以下この条において「会派」という。）を結成することができる。

2 会派は、議会の政策形成に資するための調査研究に努めるとともに、必要に応じて会派間での調整を行い合意形成に努めるものとする。

【解説】

議員は、議会活動を行うために会派を結成することができ、政策に関する調査研究だけでなく、円滑な議会運営に資するため、必要に応じて会派間の合意形成に努めることを定めています。

(議員研修の充実)

第16条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

【解説】

議員研修の充実強化に努めることを定めています。まず本条例を共通認識するための研修を、一般選挙を経た任期開始後に速やかに行うこととし、政策提言のための政策形成能力の向上や、広い分野の専門的知識を取り入れる研修にも努めることを定めています。

(政務活動費)

第17条 政務活動費は、議員が政策立案及び提言を行うための調査及び研究その他活動に資するため交付されるものであることを認識し、勝浦市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年勝浦市条例第2号。以下この条において「政務活動費条例」という。）に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の収支報告書及び事業報告書は、公表しなければならない。

3 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

【解説】

政務活動費は、政策立案や提言を行うための調査・研究その他活動に資するために交付するものであり、政務活動費条例に定めるところにより、適正に執行することとし、収支報告書及び事業報告書については、透明性の観点によりホームページなどにより公表することを定めています。また、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の活動状況等を踏まえ十分な検討を要することを定めています。

第7章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、勝浦市議会議員政治倫理規程（平成26年勝浦市議会訓令第1号）を遵守し、市民の代表として常に良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

【解説】

議員は、市民から高い倫理性に基づく義務が課せられていることを自覚し、市民の代表としてふさわしい品位をもち、識見を養うことを定めています。なお、倫理規定の詳細に

については「勝浦市議会議員政治倫理規定」に従うものとしています。これは、議員個人の行動が議会全体の信頼に直結するためです。

#### (議員定数)

第19条 議員の定数は、勝浦市議会の議員の定数を定める条例（平成12年勝浦市条例第27号。以下この条において「議員定数条例」という。）で定める。

2 議員定数条例の改正案は、地方自治法第74条に規定する直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

3 前項に規定する改正案を提出する場合は、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。

#### 【解説】

議員定数は、議員定数条例において定めており、改正に当たっては、委員会又は議員が明確な改正理由を付して、議案を提出することを定めており、検討に際しては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とすることを定めています。

#### (議員報酬)

第20条 議員の報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年勝浦市条例第103号。以下この条において「議員報酬条例」という。）で定める。

2 議員報酬条例の改正案は、地方自治法第74条に規定する直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

3 前項に規定する改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。

#### 【解説】

議員報酬は、議員報酬条例に定めており、改正に当たっては、委員会又は議員が明確な改正理由を付して、議案を提出することを定めており、検討に際しては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とすることを定めています。

### 第8章 議会事務局等の体制整備

#### (議会事務局)

第21条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。



【解説】

議会の政策立案能力等の向上を図るため、議会活動を補助する議会事務局の機能の充実と強化を図ることを定めています。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

3 議会図書室に関することは、別に定めるものとする。

【解説】

議員の政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に図ること及び誰もが利用できることを定めています。

第9章 条例の位置付けと見直し手続き

(条例の位置付け)

第23条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例、規則等の制定や改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

【解説】

この条例が議会に関する基本的事項を定めていることから、議会に関する他の条例、規則等の制定や改廃に当たっては、この条例の趣旨や定めている内容との整合を図ることを定めています。

(条例の検証及び見直し手続き)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか議会運営委員会において適宜検証し、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条例の目的が達成されているか、議会運営委員会において適宜検証し、必要に応じて改正を含めた適切な措置を講ずることを定めています。適宜の検証については、議会運営委員の任期が2年となっており、原則として任期末において検証を行うこととします。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。